

市 会 議 案

平成28年9月定例会（平成28年9月9日提出）

名 古 屋 市

目 次

平成28年第111号議案	名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について……………	1頁
平成28年第112号議案	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部改正について……………	15頁
平成28年第113号議案	名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部改正について……………	21頁
平成28年第114号議案	名古屋市介護保険条例の一部改正について……………	33頁
平成28年第115号議案	名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について……………	37頁
平成28年第116号議案	道路の占用料等に関する条例の一部改正について……………	41頁
平成28年第117号議案	名古屋市河川法施行条例の一部改正について……………	49頁
平成28年第118号議案	名古屋市水路等の使用に関する条例の一部改正について……………	51頁
平成28年第119号議案	名古屋市都市公園条例の一部改正について……………	53頁
平成28年第122号議案	契約の締結について……………	59頁
平成28年第123号議案	契約の締結について……………	61頁
平成28年第124号議案	財産の取得について……………	63頁
平成28年第125号議案	財産の取得について……………	65頁
平成28年第126号議案	財産の取得について……………	67頁
平成28年第127号議案	財産の取得について……………	69頁
平成28年第128号議案	訴えの提起について……………	71頁
平成28年第129号議案	指定管理者の指定について……………	73頁
平成28年第130号議案	指定管理者の指定について……………	75頁
平成28年第131号議案	都市公園を設置すべき区域の変更について……………	77頁
平成28年第132号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	81頁
平成28年第133号議案	公の施設の区域外設置について……………	97頁
平成28年承認第 3 号	訴えの提起に関する専決処分について……………	99頁

平成28年第111号議案

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正につ
いて

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり定めるものとする。

平成28年9月9日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正す
る条例

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年名古屋市条例第
46号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条の6」を「第31条の12」に改める。

第31条の2中「焼却施設」の次に「（以下「焼却施設」という。）」を、
「。以下」の次に「この条及び第31条の7において」を加え、「施設」を
「、当該施設」に改める。

第5章中第31条の6の次に次の6条を加える。

（縦覧期間等の特例）

第31条の7 市長は、非常災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」とい
う。）の処分を行うための焼却施設（以下「仮設焼却施設」という。）の設
置又は変更をしようとする場合であつて、生活環境の保全及び公衆衛生上の
支障の防止のため当該災害廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならない

と認めるときは、第31条の3第3項の縦覧期間及び第31条の4第3項の提出期限を短縮することができる。

（災害廃棄物処分受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る縦覧及び意見書の提出）

第31条の8 市から災害廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）は、仮設焼却施設の設置又は変更（法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項に規定する変更に限る。以下この条において同じ。）をしようとするときは、法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該仮設焼却施設の設置又は変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「受託者施設生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者施設報告書等」と総称する。）を公衆の縦覧に供しなければならない。この場合において、当該仮設焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、当該災害廃棄物処分受託者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

（災害廃棄物処分受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る縦覧の手続）

第31条の9 災害廃棄物処分受託者は、受託者施設報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力
- (6) 受託者施設生活環境影響調査の項目
- (7) 受託者施設報告書等を縦覧に供する場所（以下「受託者縦覧場所」という。）
- (8) 受託者施設報告書等を縦覧に供する期間（以下「受託者縦覧期間」という。）

2 受託者縦覧場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の事務所

(2) 名古屋市環境局

(3) 受託者施設生活環境影響調査を実施した地域内で、市長が指定する場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

3 受託者縦覧期間は、公告の日から1月間とする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため災害廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該受託者縦覧期間を短縮することができる。

(災害廃棄物処分受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る意見書の提出手続)

第31条の10 災害廃棄物処分受託者は、前条第1項の規定による公告をしたときは、規則で定めるところにより、意見書の提出先及び提出期限を公告しなければならない。

2 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

3 意見書の提出期限は、前条第3項の受託者縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため災害廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該提出期限を短縮することができる。

(災害廃棄物処分受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る災害廃棄物処分受託者の見解等)

第31条の11 災害廃棄物処分受託者は、意見書が提出されたときは、当該意見書についての見解を明らかにするため、次に掲げる事項を記載した書類（以下「災害廃棄物処分受託者の見解等」という。）を遅滞なく作成し、公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 意見書の概要

(2) 意見書についての災害廃棄物処分受託者の見解

2 災害廃棄物処分受託者は、災害廃棄物処分受託者の見解等を公衆の縦覧に供しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公告

しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 施設の設置の場所

(3) 施設の種類

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 災害廃棄物処分受託者の見解等を縦覧に供する場所

(6) 災害廃棄物処分受託者の見解等を縦覧に供する期間

3 災害廃棄物処分受託者の見解等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の事務所

(2) 名古屋市環境局

(3) 受託者施設生活環境影響調査を実施した地域内で、市長が指定する場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

4 災害廃棄物処分受託者の見解等を縦覧に供する期間は、公告の日から1週間とする。

(災害廃棄物処分受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る他の市町村長との協議)

第31条の12 災害廃棄物処分受託者は、受託者施設生活環境影響調査を実施した地域に名古屋市の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域を管轄する市町村長に、受託者施設報告書等の写しを送付しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、受託者施設報告書等の写しの送付を受けた市町村長と当該受託者施設報告書等に係る縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る縦覧等の手続を定

める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (抜すい)

目次

第 1 章 }
) } (略)
第 4 章 }

第 5 章 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続 (第31条の 2 - 第
31条の12)
31条の 6)

第 6 章 }
第 7 章 } (略)

附則

(縦覧及び意見書の提出)

第31条の 2 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政
令第300号) 第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設 (以下「
焼却施設」という。) 及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場 (
以下この章において「施設」と総称する。) の設置又は変更 (法第 9 条の 3
第 8 項に規定する変更に限る。以下 この条及び第31条の 7 において 同じ。)
をしようとするときは、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類及
び当該施設の設置又は変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響に
ついての調査 (以下「生活環境影響調査」という。) の結果を記載した書類
(以下「報告書等」と総称する。) を公衆の縦覧に供し、当該施設の設置又
は変更に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を

提出する機会を付与しなければならない。

(縦覧期間等の特例)

第31条の7 市長は、非常災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処分を行うための焼却施設（以下「仮設焼却施設」という。）の設置又は変更をしようとする場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため当該災害廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと認めるときは、第31条の3第3項の縦覧期間及び第31条の4第3項の提出期限を短縮することができる。

(災害廃棄物処分受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る縦覧及び意見書の提出)

第31条の8 市から災害廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）は、仮設焼却施設の設置又は変更（法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項に規定する変更に限る。以下この条において同じ。）をしようとするときは、法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該仮設焼却施設の設置又は変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「受託者施設生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者施設報告書等」と総称する。）を公衆の縦覧に供しなければならない。この場合において、当該仮設焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、当該災害廃棄物処分受託者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出

することができる。

(災害廃棄物処分受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る縦覧の手続)

第31条の 9 災害廃棄物処分受託者は、受託者施設報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力
- (6) 受託者施設生活環境影響調査の項目
- (7) 受託者施設報告書等を縦覧に供する場所（以下「受託者縦覧場所」という。）
- (8) 受託者施設報告書等を縦覧に供する期間（以下「受託者縦覧期間」という。）

2 受託者縦覧場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 災害廃棄物処分受託者の事務所
- (2) 名古屋市環境局
- (3) 受託者施設生活環境影響調査を実施した地域内で、市長が指定する場所
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

3 受託者縦覧期間は、公告の日から1月間とする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため災害廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該受託者縦覧期間を短縮することができる。

(災害廃棄物処分受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る意見書の提出手続)

第31条の10 災害廃棄物処分受託者は、前条第1項の規定による公告をしたときは、規則で定めるところにより、意見書の提出先及び提出期限を公告しなければならない。

2 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の事務所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

3 意見書の提出期限は、前条第3項の受託者縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。ただし、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため災害廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと市長が認めるときは、当該提出期限を短縮することができる。

(災害廃棄物処分受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る災害廃棄物処分受託者の見解等)

第31条の11 災害廃棄物処分受託者は、意見書が提出されたときは、当該意見書についての見解を明らかにするため、次に掲げる事項を記載した書類（以

下「災害廃棄物処分受託者の見解等」という。)を遅滞なく作成し、公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 意見書の概要

(2) 意見書についての災害廃棄物処分受託者の見解

2 災害廃棄物処分受託者は、災害廃棄物処分受託者の見解等を公衆の縦覧に供しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 施設の設置の場所

(3) 施設の種類

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 災害廃棄物処分受託者の見解等を縦覧に供する場所

(6) 災害廃棄物処分受託者の見解等を縦覧に供する期間

3 災害廃棄物処分受託者の見解等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 災害廃棄物処分受託者の事務所

(2) 名古屋市環境局

(3) 受託者施設生活環境影響調査を実施した地域内で、市長が指定する場所

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

4 災害廃棄物処分受託者の見解等を縦覧に供する期間は、公告の日から 1 週

間とする。

(災害廃棄物処分受託者による仮設焼却施設の設置の特例に係る他の市町村
長との協議)

第31条の12 災害廃棄物処分受託者は、受託者施設生活環境影響調査を実施し
た地域に名古屋市の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域を
管轄する市町村長に、受託者施設報告書等の写しを送付しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、受託者施設報告書等の写しの送付を受けた
市町村長と当該受託者施設報告書等に係る縦覧等の手続の実施について協議
するものとする。

(参考 2)

参 照 条 文

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）抜すい 新
旧対照 改正後
改正前

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例）

第9条の3の3 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受け

た者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分
場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第8条第1項の規定に
かかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第2項各号に掲げる事項
を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生
活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨
を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第8条第2項

各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事
項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載し
た書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般
廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項につ
いて条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環
境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

3 第9条の3第3項から第10項まで及び第12項の規定は第1項の規定による届出について、第9条第3項の規定は当該届出をした者について準用する。

この場合において、第9条の3第3項、第4項、第8項及び第9項中「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第2項及び」とあるのは「第9条の3の3第2項の規定及び」と、「第2項中」とあるのは「同条第2項中「前項の」とあるのは「次項において準用する第9条の3第8項の」と、」と、第9条第3項中「第1項ただし書」とあるのは「第9条の3の3第3項において準用する第9条の3第8項」と、「同条第2項第1号」とあるのは「第8条第2項第1号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）抜す
い 新旧対照 ^{改正後}_{改正前}

（法第9条の3の3第2項等の政令で定める事項）

第5条の6の2 法第9条の3の3第2項前段（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

（1）法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査の結果を記載

した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類

(2) 法第9条の3の3第1項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧の

場所及び期間

(3) その他法第9条の3の3第1項に規定する法第8条第2項各号に掲げる

事項を記載した書類を作成するに当たつて必要な事項

2 法第9条の3の3第2項後段の政令で定める事項は、一般廃棄物処理施設

の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意

見書の提出先及び提出期限とする。

平成28年第 112 号議案

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部改正について

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成15年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する特別管理産業廃棄物については、適用しない。

(1) 処分を委託したもの

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第 2 条第 1 項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物第29条第 2 項第 5 号中「（平成13年法律第65号）」を削り、「第 8 条」を「第 8 条第 1 項（同法第15条において準用する場合を含む。）」に改める。

第43条中「第29条第 2 項」を「第29条第 3 項」に改める。

別表産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の項中「第15

条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例 (抜すい)

(特別管理産業廃棄物発生事業場の設置の報告等)

第8条 (略)

2 }
3 } (略)

4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する特別管理産業廃棄物については、適用しない。

(1) 処分を委託したもの

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年法律第65号) 第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物

(産業廃棄物等の保管の届出)

第29条 (略)

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) }
(3) } (略)
(4) }

(5) 当該保管がポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年法律第65号) 第8条第1項 (同法第15条において準用する場合を含む。) の規定により届出をすべき保管に該当する場合

(6) (略)

3 }
4 } (略)

第43条 第24条又は第29条^{第3項}_{第2項}の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の過料に処する。

別表

種 別	取 扱 区 分	手 数 料
(略)		
産業廃棄物 処理施設の 設置の許可 に係る事項 の変更の許 可	^{第15条の2の6} 法 ^{第15条の2の5} 第1項の規定に基づく産業 廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の 変更の許可の申請に対する審査	法第15条第 4項に規定 する産業廃 棄物処理施 設に係るも のにあって は 130,000円 その他の産 業廃棄物処 理施設に係 るものにあ っては 110,000円

(参考 2)

参 照 条 文

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置

法（平成13年法律第65号）抜すい 新旧対照 改正後
改正前

（保管等の届出）

第8条 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（再生を含む）を処分（再生すること）をする者（以下「保管事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

（その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等）

第14条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

第15条 第8条第1項、第9条、第10条第2項、第11条及び第12条の規定は、
ポリ塩化ビフェニル廃棄物について準用する。この場合において、同項中「
前項」とあり、及び同条第1項中「第10条第1項又は第3項」とあるのは、
「第14条」と読み替えるものとする。

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部改正について

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第28条の 3 第 1 項中「第48条の 9 の12第 3 項」を「第48条の 9 の13第 3 項」に改める。

附則第14条の 6 中第13項を第17項とし、第12項を第15項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

16 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、10分の 7 とする。

附則第14条の 6 中第11項を第14項とし、第10項を第13項とし、第 9 項を第 10 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

11 法附則第15条第33項第 1 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

12 法附則第15条第33項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第14条の6中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第17条第2項中「附則第30条第1項各号」を「附則第30条第3項各号」に改め、同条第3項中「附則第30条第2項各号」を「附則第30条第4項各号」に改め、同条第4項中「附則第30条第3項各号」を「附則第30条第5項各号」に改める。

(名古屋市市税減免条例の一部改正)

第2条 名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第1項」を「第6条」に改め、「課税免除及び」の次に「課税の特例並びに」を加える。

第2条第1項第10号中「第37条の4第4項」を「第37条の4第5項」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(固定資産税及び都市計画税の課税の特例)

第6条の2 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区として選定された地区内の土地（規則で定めるものを除く。以下「保存地区内の土地」という。）に対して課する固定資産税の額は、市税条例第36条の規定を適用して計算した固定資産税額から当該固定資産税額に、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1) 法第348条第2項第8号の2に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の家屋の敷地 2分の1

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 5分の1

2 前項の規定は、保存地区内の土地に対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「固定資産税」とあるのは「都市計画税」と、「第36条」とあるのは「第91条」と読み替えるものとする。

第7条第1項第16号中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中名古屋市市税条例第28条の3第1項の改正規定、第2条中名古屋市市税減免条例第1条及び第2条第1項第10号の改正規定並びに第6条の次に1条を加える改正規定並びに次項の規定は、平成29年1月1日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の名古屋市市税減免条例第6条の2の規定は、平成29年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成28年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、地方税法の一部改正等に伴い、固定資産税等について規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(改正案前)

1 名古屋市市税条例 (抜すい)

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第28条の3 個人の市民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者 (特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認めるものとして地方税法施行令^{第48条の9の13}_{第48条の9の12}第3項に規定するものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。) である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額 (当該納税義務者に係る均等割額を第27条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。) の2分の1に相当する額 (当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。) を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

2 }
3 } (略)

附 則

(条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合)

第14条の6 (略)

2 }
5 } (略)
7 }

8 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

$\frac{9}{8}$ }
 $\frac{10}{9}$ } (略)

11 法附則第15条第33項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第2号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

$\frac{13}{10}$ }
5 } (略)
 $\frac{15}{12}$ }

16 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、10分の7とする。

$\frac{17}{13}$ (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 (略)

2 法附則第30条^{第3項}_{第1項}各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条^{第4項}_{第2項}各号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機

関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。) に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 4 法附則第30条^{第5項}_{第3項}各号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 名古屋市市税減免条例(抜すい)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第6条^{第1項}並びに第323条、第367条、第454条、第605条の2、第701条の57及び第702条の8第7項の規定に基づき、市税の課税免除及び課税の特例並びに減免について必要な事項を定めるものとする。

(個人の市民税の減免)

第2条 名古屋市市税条例(昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」という。)第8条第1号の市民税の納税義務者が、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要であると認める場合においては、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減免する。

- (1) }
5 } (略)
(9) }

(10) 雇用保険法第37条の3第1項の規定によって高年齢求職者給付金の受給資格を有する者で、前年中における総所得金額が200万円以下のもの

ア 普通徴収税額 雇用保険法第37条の4^{第5項}_{第4項}の規定により失業の認定を受けた日から同条第1項に規定する日数分の日を経過する日までの日が属する月に到来する納期に係る納付額の合計額の全部

イ 年金所得に係る特別徴収税額等 雇用保険法第37条の4^{第5項}_{第4項}の規定により失業の認定を受けた日から同条第1項に規定する日数分の日を経過する日までの期間の初日の属する月から最終の月までの支払回数割仮特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額の合計額の全部

(11) } (略)
(12) }

2 }
5 } (略)
5 }

(固定資産税及び都市計画税の課税の特例)

第6条の2 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区として選定された地区内の土地（規則で定めるものを除く。以下「保存地区内の土地」という。）に対して課する固定資産税の額は、市税条例第36条の規定を適用して計算した固定資産税額から当該固定資産税額に、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1) 法第348条第2項第8号の2に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の家屋の敷地 2分の1

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 5分の1

2 前項の規定は、保存地区内の土地に対して課する都市計画税について準用

する。この場合において、同項中「固定資産税」とあるのは「都市計画税」

と、「第36条」とあるのは「第91条」と読み替えるものとする。

(固定資産税の減免)

第7条 次に掲げる固定資産について、市長が必要であると認める場合においては、市税条例第33条の固定資産税の納税義務者であり、かつ、現に所有する者（第2号及び第3号の固定資産を所有する者を除く。）であるものに対し、その者に課する固定資産税額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減免する。ただし、固定資産（第1号、第3号、第18号及び第20号の固定資産を除く。）を有料で貸し付けている場合にあっては、この限りでない。

(1) }
{ (略)
(15) }

(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の許可を受けた者が所有し、かつ、同法第8条^{第28項}_{第27項}に規定する介護老人保健施設の用に供する家屋及び償却資産 当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分について税額の8分の1に相当する額

(17) }
{ (略)
(22) }

2 (略)

(参考 2)

参 照 条 文

地方税法（昭和25年法律第226号）抜すい 新旧対照 ^(改正後)_(改正前)

附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第15条 （略）

2 }
{ (略)
28 }

29 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第2項に規定する推進計画区域（港湾法第2条第4項に規定する臨港地区である区域に限る。）において、津波防災地域づくりに関する法律第10条第1項に規定する推進計画に基づき 平成28年4月1日 から 平成32年3月31日 までの間に 同法の施行の日 から 平成28年3月31日 までに新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるもの（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分に限り、第43項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から4年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の2分の1の 条例で定める割合（当該償却資産が第389条の規定の適用を受ける場合には、2分の1）を乗じて得た 額とする。

30 }
{ (略)
32 }

33 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平

成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備
第3条第2項に規定する認定発電設備（同法第2条第
のうち同条第4項第6号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設
4項第6号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものを除く。）
備以外の設備（以下この項において「特定再生可能エネルギー発電設備」と
で総務省令で定めるもののうち、同法附則第1条第3号に掲げる規定の施行
いう。）であつて、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新た
の日
に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の2の
規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとな
つた年度から3年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能
当該設備に係る固定資産税の課
エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

(1) 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネル

ギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を参

酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める

割合（当該設備が第389条の規定の適用を受ける場合には、3分の2）を

乗じて得た額

イ }
ロ } (略)

(2) 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限

る。） 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標

準となるべき価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲

内において市町村の条例で定める割合（当該設備が第389条の規定の適用

を受ける場合には、2分の1）を乗じて得た額

イ } (略)
 ㄱ }
 ハ }

34 }
 ㄱ } (略)
 41 }

42 都市再生特別措置法第97条に規定する認定誘導事業者が同法第99条に規定する認定誘導事業（当該認定誘導事業に係る同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第2項第3号に規定する誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）により平成28年4月1日都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）の施行の日から平成30年3月31日までの間に新たに取得した同法都市再生特別措置法第29条第1項第1号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第349条、第349条の2又は第702条第1項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に5分の4を参酌して10分の7以上10分の9の5分の4の以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第389条の規定の適用を受ける場合には、5分の4）を乗じて得た額とする。

43 }
 44 } (略)
 45 }

平成28年第 114 号議案

名古屋市介護保険条例の一部改正について

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 9月 9日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 3条の見出し中「定数」の次に「及び任期」を加え、同条に次の 1項を加える。

2 介護保険法施行令（平成10年政令第 412号。以下「令」という。）第 6条第 1項に規定する条例で定める期間は、 3年とする。

第 7条第 1項中「介護保険法施行令（平成10年政令第 412号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、名古屋市介護認定審査会の委員の任期を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市介護保険条例 (抜すい)

(介護認定審査会の委員の定数及び任期)

第 3条 (略)

2 介護保険法施行令 (平成10年政令第 412号。以下「令」という。) 第 6条

第 1項に規定する条例で定める期間は、 3年とする。

(保険料率及び保険料の額)

第 7条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、令
介護保

険法施行令 (平成10年政令第 412号。以下「令」という。) 第39条第 1項の
基準に基づき算定するものとし、当該年度分の保険料の賦課期日における次
の各号に掲げる第 1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
とする。

(1) }
{ (略)
(15) }

2 }
3 } (略)

(参考 2)

参 照 条 文

介護保険法施行令（平成10年政令第 412号）抜すい 新旧対照（

改正後
改正前

（委員の任期）

第 6条 委員の任期は、 2年（委員の任期を 2年を超え 3年以下の期間で市町
村が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間）とする。ただし、

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）

平成28年第 115 号議案

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例の一部改正について

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 9月 9日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
の法律施行条例の一部を改正する条例

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
条例（平成18年名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2条の見出しを「（設置並びに委員の定数及び任期）」に改め、同条に次
の 1項を加える。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平
成18年政令第10号）第 5条第 1項に規定する条例で定める期間は、 3年とす
る。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、名古屋市障害支援区分認定等審査会の委員の任期を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例 (抜すい)

(設置並びに委員の定数及び任期)
等

第 2条 (略)

2 (略)

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 5条第 1項に規定する条例で定める期間は、 3年とする。

(参考 2)

参 照 条 文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

行令（平成18年政令第10号）抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（委員の任期）

第 5条 委員の任期は、2年~~（委員の任期を 2年を超え 3年以下の期間で市町~~
~~村が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）~~とする。ただし、
補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）

平成28年第 116 号議案

道路の占用料等に関する条例の一部改正について

道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例

道路の占用料等に関する条例（昭和28年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「徴収方法」の次に「、法第39条の 2 第 5 項の規定による占用料の額の最低額」を加える。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（占用料の額の最低額）

第 5 条の 2 法第39条の 2 第 5 項の条例で定める額については、第 2 条第 1 項本文及び第 4 条の規定を準用する。この場合において、同項本文中「法第32条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第 1 項若しくは第12条第 1 項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用す

ることができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間」とあるのは「法第39条の2第1項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して市長が定める期間」と、第4条各号列記以外の部分中「占用料を減免する」とあるのは「第5条の2において準用する第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同条第7号中「占用料を減免する」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と読み替えるものとする。

別表中

2,400
3,700
5,000
2,200
3,500
4,900
190
21
19
2,100
830
2,800
1,100
7,300
7,300
2,800
58
83

2,300
3,500
4,700
2,100
3,300
4,600
180
20
18
1,900
790
2,700
1,100
7,200
7,200
2,600
55
79

130	
170	
250	
330	
580	
830	
1,700	
2,800	
2,800	2,000
Aに0.003を乗じて得た額	
Aに0.005を乗じて得た額	
Aに0.006を乗じて得た額	
3,600	
2,200	
2,800	
730	
5,100	
5,100	3,600
7,300	5,100
1,600	
7,300	5,100
3,600	2,500
2,800	
Aに0.02を乗じて得た額	
730	
370	

120	
160	
240	
320	
550	
790	
1, 600	
2, 600	
2, 600	1, 800
Aに 0. 003 を乗じて得た額	
Aに 0. 004 を乗じて得た額	
Aに 0. 005 を乗じて得た額	
3, 600	
2, 200	
2, 600	
720	
5, 100	
5, 100	3, 600
7, 200	5, 000
1, 600	
7, 200	5, 000
3, 600	2, 500
2, 600	
Aに 0. 018 を乗じて得た額	
720	
360	

を

に改める。

730
280
Aに0.009を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.009を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.009を乗じて得た額
Aに0.014を乗じて得た額
Aに0.02を乗じて得た額
Aに0.02を乗じて得た額

720
260
Aに0.009を乗じて得た額
Aに0.013を乗じて得た額
Aに0.018を乗じて得た額
Aに0.009を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.013を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.009を乗じて得た額
Aに0.013を乗じて得た額
Aに0.018を乗じて得た額
Aに0.018を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第1条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布

の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に、この条例による改正前の道路の占用料等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項ただし書の規定により占用料の全額を徴収した場合において、旧条例別表の規定を適用して算定された施行日から占用することができる期間の末日までの期間に係る占用料の額が当該期間に係るこの条例による改正後の道路の占用料等に関する条例別表の規定を適用して算定された占用料の額を超えるときは、その超える額を還付する。

(理 由)

この案を提出したのは、道路の占用料の額を改定する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

道路の占用料等に関する条例 (抜すい)

(目的)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）
第39条第2項の規定による占用料の額及び徴収方法、法第39条の2第5項の
規定による占用料の額の最低額、法第47条の2第4項の規定による手数料の
額並びに法第73条第2項の規定による負担金等に係る延滞金の徴収に関して
定めることを目的とする。

(占用料の額の最低額)

第5条の2 法第39条の2第5項の条例で定める額については、第2条第1項
本文及び第4条の規定を準用する。この場合において、同項本文中「法第32
条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により
協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同
溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整
備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により
許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用す
ることができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷
設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場
合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末
日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間」とあるのは「法第39条の2
第1項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して市長が定め

る期間」と、第4条各号列記以外の部分中「占用料を減免する」とあるのは
「第5条の2において準用する第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規
定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、
同条第7号中「占用料を減免する」とあるのは「占用料の額の最低額の下限
の額を定める」と読み替えるものとする。

(参考 2)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（入札対象施設等の入札占用指針）

第39条の2 道路管理者は、第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設（以下「入札対象施設等」という。）について、道路の占用及び入札の実施に関する指針（以下「入札占用指針」という。）を定めることができる。

2 入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) }
5 } (略)
(5) }

(6) 占用料の額の最低額

(7) (略)

3 }
4 } (略)

5 第2項第6号の占用料の額の最低額は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める額を下回つてはならないものとする。

6 }
7 } (略)

平成28年第 117 号議案

名古屋市河川法施行条例の一部改正について

名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市河川法施行条例（平成12年名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表 2 土地占用料の表中

2, 400円
3, 700
5, 000
2, 200
3, 500
4, 900
2, 800
21
58

2, 300円
3, 500
4, 700
2, 100
3, 300
4, 600
2, 600
20
55

83
130
170
250
330
580
830
1,700
730
2,800

を

79
120
160
240
320
550
790
1,600
720
2,600

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、河川に関する占用料の額を改定する必要があるによる。

平成28年第 118 号議案

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部改正について

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市水路等の使用に関する条例（昭和38年名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	2, 400	「	2, 300
	3, 700		3, 500
	5, 000		4, 700
	2, 200		2, 100
	3, 500		3, 300
	4, 900		4, 600
	2, 800		2, 600
	21		20
	58		55

83
130
170
250
330
580
830
1,700
730
140
2,800

を

79
120
160
240
320
550
790
1,600
720
140
2,600

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、水路等の使用料の額を改定する必要があるによる。

平成28年第 119 号議案

名古屋市都市公園条例の一部改正について

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

3 都市公園を占用する場合	
(1) 電柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1 本 1 年につき 第 1 種電柱 2,400円 第 2 種電柱 3,700円 第 3 種電柱 5,000円
(2) 電話柱、その支柱、その支 線その他これらに類する施設	1 本 1 年につき 第 1 種電話柱 2,200円 第 2 種電話柱 3,500円

	第3種電話柱	4,900円
(3) 変圧塔、公衆電話所その他 これらに類する施設	1基1年につき	2,800円
(4) 郵便差出箱及び信書便差出 箱	1基1年につき	1,100円
(5) 水管、下水道管、ガス管そ の他これらに類する施設	1メートル1年につき 外径が0.07メートル未満のもの 58円 外径が0.07メートル以上0.1メ ートル未満のもの 83円 外径が0.1メートル以上0.15メ ートル未満のもの 130円 外径が0.15メートル以上0.2メ ートル未満のもの 170円 外径が0.2メートル以上0.3メ ートル未満のもの 250円 外径が0.3メートル以上0.4メ ートル未満のもの 330円 外径が0.4メートル以上0.7メ ートル未満のもの 580円 外径が0.7メートル以上1メー ートル未満のもの 830円 外径が1メートル以上のもの 1,700円	
(6) 地下駐車場その他これに類 する地下占用施設	1平方メートル1年につき	2,800円
	ただし、地下の占用施設の一部 が地上に露出する場合においては、 当該露出部分の面積に1.3を乗じ て得た面積を、当該地下の占用施	

	設の占用面積に加えて計算するものとする。
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する行事を行う場合に設ける広告物	表示面積 1 平方メートル 1 日につき 2,000円
(8) 太陽電池発電施設	1 平方メートル 1 年につき 2,800円
(9) 工事用材料置場その他これに類する施設	1 平方メートル 1 月につき 730円
(10) その他	1 平方メートル 1 日につき 160円

を

「

3 都市公園を占用する場合	
(1) 電柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1 本 1 年につき 第 1 種電柱 2,300円 第 2 種電柱 3,500円 第 3 種電柱 4,700円
(2) 電話柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1 本 1 年につき 第 1 種電話柱 2,100円 第 2 種電話柱 3,300円 第 3 種電話柱 4,600円
(3) 変圧塔、公衆電話所その他 これらに類する施設	1 基 1 年につき 2,700円
(4) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 基 1 年につき 1,100円
(5) 水管、下水道管、ガス管その他 これらに類する施設	1 メートル 1 年につき 外径が 0.07 メートル未満のもの 55円

	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 79円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 120円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 160円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 240円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 320円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 550円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 790円 外径が1メートル以上のもの 1,600円
(6) 地下駐車場その他これに類する地下占用施設	1平方メートル1年につき 2,600円 ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に1.3を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する行事を行う場合に設ける広告物	表示面積1平方メートル1日につき 2,000円
(8) 太陽電池発電施設	1平方メートル1年につき 2,600円

(9) 工事用材料置場その他これ に類する施設	1 平方メートル 1 月につき 720 円
(10) その他	1 平方メートル 1 日につき 150 円

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、都市公園に関する使用料の額を改定する必要がある
による。

平成28年第122号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成28年9月9日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 椿町線及び笹島線道路新設工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市中村区平池町及び運河町地内 |
| 3 | 契約の内容 | (1) 擁壁（底版部） 延長 93.68 メートル、幅 19.25 メートル
(2) 橋台（鉄筋コンクリート造） 高さ 13.25 メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 777,600,000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 不動テトラ・東海特別共同企業体
代表者 名古屋市中区栄五丁目27番14号
株式会社不動テトラ中部支店
執行役員支店長 小林 弘 樹
名古屋市港区新船町1丁目1番地
東海建設株式会社
代表取締役社長 近 藤 正 |
| 7 | 完成予定期日 | 平成30年1月31日 |

（理 由）

この案を提出したのは、椿町線及び笹島線道路の新設工事を施行する必要があるによる。

平成28年第 123 号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 防災行政用無線通信設備工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市中区三の丸三丁目地内始め 250 箇所 |
| 3 | 契約の内容 | 同報系無線通信設備 1 式 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 1, 331, 640, 000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市名東区猪高台一丁目1315番地
株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業
部
部長 新 田 洋 司 |
| 7 | 完成予定期日 | 平成30年 2 月28日 |

(理 由)

この案を提出したのは、防災行政用無線通信設備工事を施行する必要がある
による。

平成28年第 124 号議案

財産の取得について

情報セキュリティ強化対策用機器として、下記のとおり、サーバー及び補助記憶装置を買い入れるものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 財産の表示 (1) サーバー 33台
(2) 補助記憶装置 3 台
- 2 買入金額 174, 096, 000円
- 3 買入れの相手方 名古屋市中区錦一丁目17番 1 号
NECキャピタルソリューション株式会社中部支店
支店長 田 中 新 治

(理 由)

この案を提出したのは、情報セキュリティ強化対策用機器としてサーバー及び補助記憶装置を取得する必要があるによる。

平成28年第 125 号議案

財産の取得について

なごやサイエンスパーク Bゾーン事業用地として、下記のとおり、土地を買い入れるものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

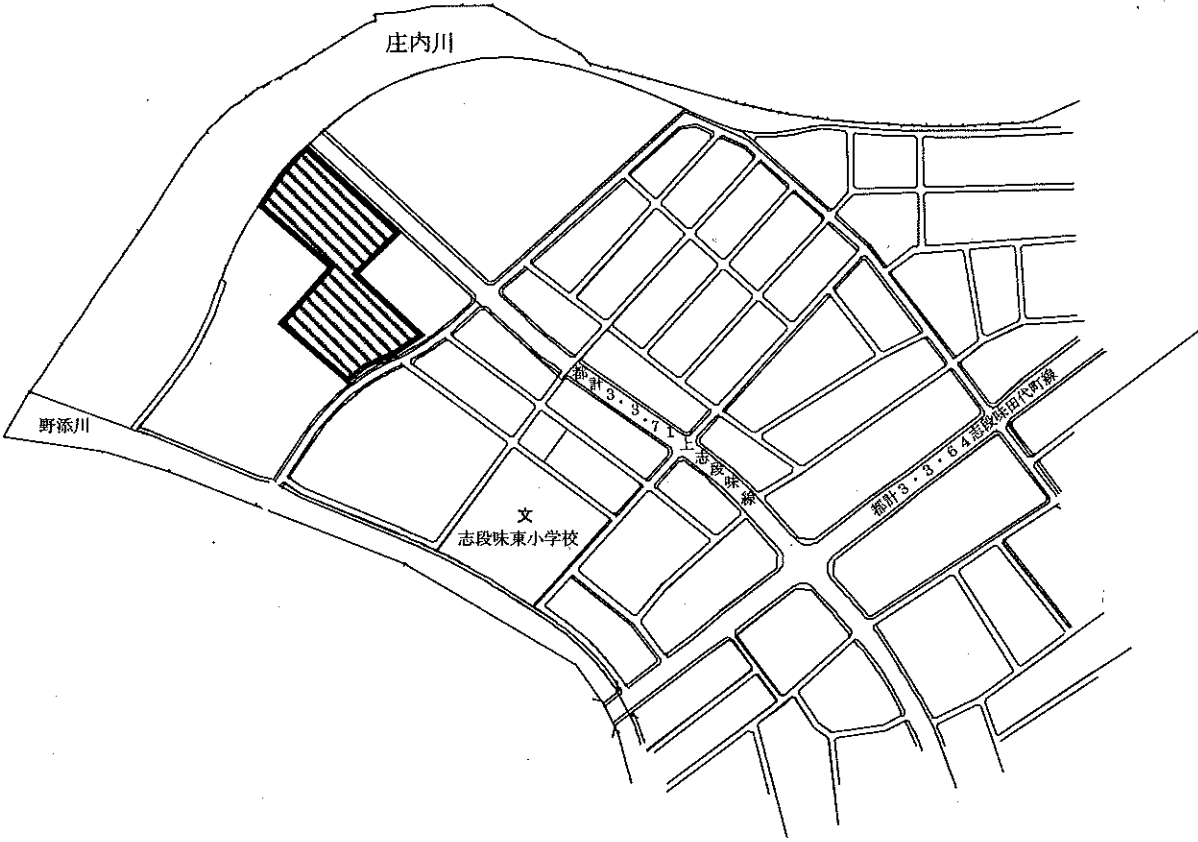
記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 財産の表示 | 土地
名古屋市守山区大字上志段味字安川原 7 番 1 始め46筆
田ほか 33,742平方メートル
上記の土地に対する仮換地
名古屋市上志段味特定土地区画整理組合 1 街区仮 1 番 2
16,359.25平方メートル |
| 2 | 買入金額 | 3,252,342,985円 |
| 3 | 買入れの相手方 | 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市土地開発公社
理事長 伊 東 恵 美 子 |

(理 由)

この案を提出したのは、なごやサイエンスパーク Bゾーン事業用地を取得する必要があるによる。

(参 考)



 買入予定地

平成28年第 126 号議案

財産の取得について

災害救助用備蓄物資として、下記のとおり、毛布を買い入れるものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 財産の表示 毛布 62,000枚
- 2 買入金額 65,821,680円
- 3 買入れの相手方 大阪市中央区備後町三丁目2番6号
丸ホームテキスタイル株式会社
代表取締役 藤 原 孝 志

(理 由)

この案を提出したのは、災害救助用備蓄物資として毛布を取得する必要があるによる。

平成28年第 127 号議案

財産の取得について

名古屋市営金城ふ頭駐車場における管制用機器として、下記のとおり、駐車場管制機器を買い入れるものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

- 1 財産の表示 駐車場管制機器 1 式
- 2 買入金額 買入機器の製作及び設置費を 3 億 8 6 3 万 1, 6 0 0 円とし、償還期間を 10 年として算定した利息相当額を加えた割賦金総額以内で、機器の設置後本市と相手方で協議して確定する金額
- 3 買入れの相手方 名古屋市中村区名駅南二丁目 14 番 19 号
名鉄協商株式会社
代表取締役 高 橋 健 治

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市営金城ふ頭駐車場に設置する駐車場管制機器を取得する必要があるによる。

平成28年第 128 号議案

訴えの提起について

下記要項により、訴えを提起するものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 裁判所 名古屋地方裁判所

2 被告住所氏名

名古屋市中川区十一番町 7 丁目 2 番地の 1 県営十一番町住宅 1 棟 402 号

林 稔行

名古屋市港区小碓一丁目 1 番地 1

有限会社月東運送店

取締役 月東 一彦

3 訴訟物の価額 1,492,894 円以内

4 請求の趣旨

被告（林稔行）（以下「被告林」という。）及び被告（有限会社月東運送店）（以下「被告会社」という。）に対し、連帯して、1,492,894 円の損害金及びこれに対する平成27年 9 月28日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める。

5 請求の原因

(1) 平成27年 9 月28日、名古屋市港区正保町の路上において、被告林が運転する被告会社の事業用中型貨物自動車が後退した際、走行中の原告の乗合自動車に接触し、破損を与えた。

(2) 被告会社は、被告林の使用者であり、被告林が被告会社の事業の執行について原告に与えた損害を賠償する責任を負う。

- (3) 原告は、被告らに対して、損害金の支払を求めたが、被告らはこれに応じない。
- (4) 原告は、公益財団法人交通事故紛争処理センター名古屋支部における和解あっせん手続を利用したが、解決の見込みがないため、和解あっせん手続は打ち切られた。
- (5) よって、損害金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるため、訴えを提起する。

(理 由)

この案を提出したのは、本市の乗合自動車に事業用中型貨物自動車を接触させ、本市に損害を与えた者に対して、損害金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるため、訴えを提起する必要があるによる。

平成28年第 129 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
六番町駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目 1 番11号 MHAグループ 代表者 山 口 正 孝

2 指定の期間 平成29年 3 月 1 日から平成39年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成28年第 130 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市葵コミュニティセンター	名古屋市東区葵三丁目 1 番15号 葵学区連絡協議会 会長 中 野 幸 夫
名古屋市橘コミュニティセンター	名古屋市中区富士見町 6 番33号 橘学区連絡協議会 会長 野 瀬 武 敬

2 指定の期間 各施設の供用開始日から平成30年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成28年第 131 号議案

都市公園を設置すべき区域の変更について

次のように都市公園を設置すべき区域を変更するものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

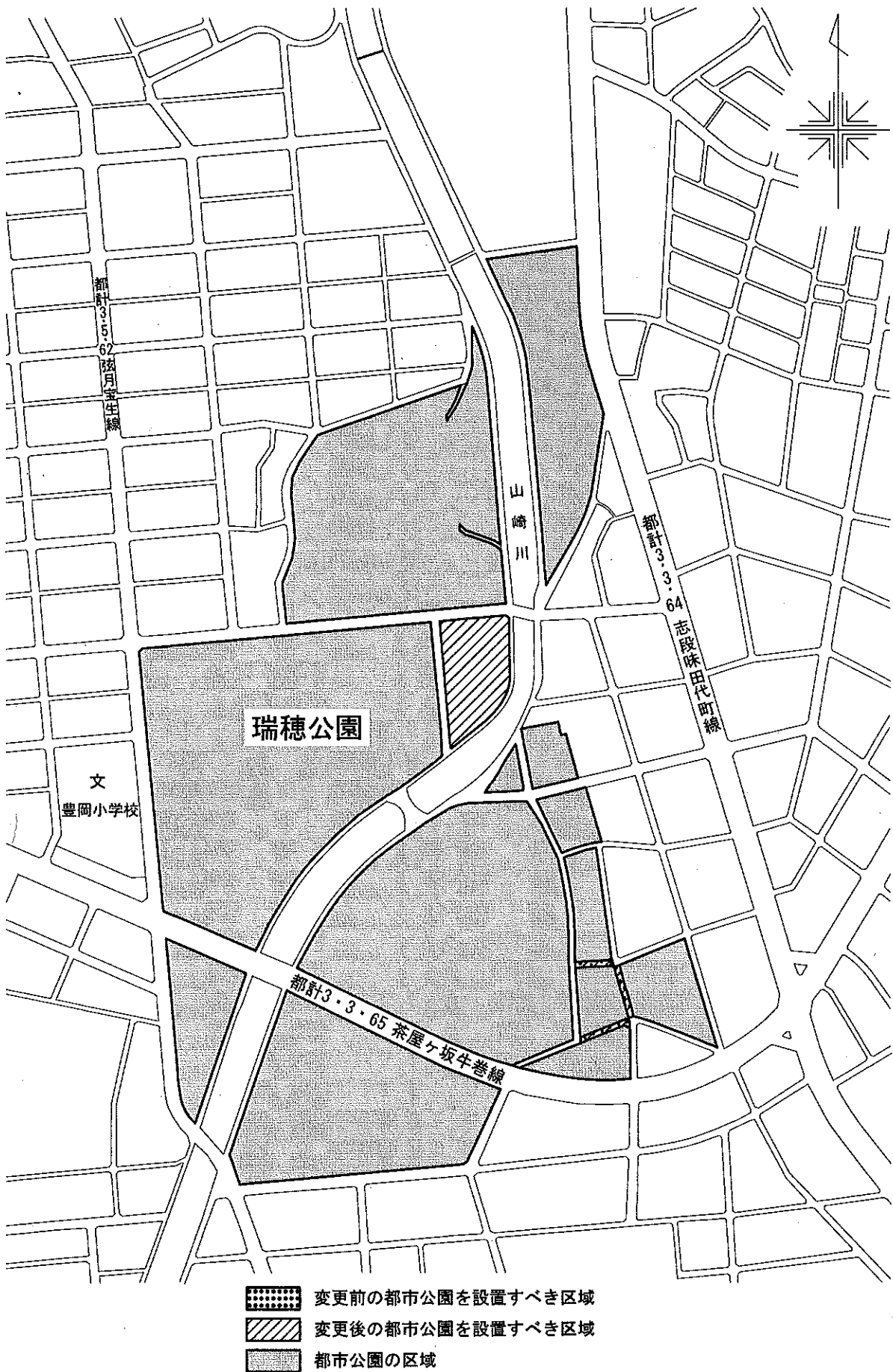
変更する区域

設置を予定する 公園の名称	区 域 の 所 在 地		区 域
	変更前	変更後	附 図
瑞 穂 公 園	変更前	瑞穂区師長町、山下通 5 丁目	
	変更後	瑞穂区萩山町 4 丁目、師長町、山下通 5 丁目	

(理 由)

この案を提出したのは、都市公園を設置すべき区域を変更する必要があるによる。

附 図



(参 考)

参 照 条 文

都市公園法（昭和31年法律第79号）抜粋

（公園予定区域等）

第33条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

2 }
3 } (略)

4 第1項又は第2項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第2条の3、第4条、第5条、第6条から第12条まで、第13条、第14条、第19条、第25条から第28条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。

5 地方公共団体は、第1項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 (略)

平成28年第 132 号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

認定する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
1	名駅四丁目第 1 号線	名古屋市中村区名駅四丁目1001番の 1 地先	第 1
		名古屋市中村区名駅四丁目27番の 3 地先	附図
1	金川町第 1 号線	名古屋市港区金川町101番の 2 地先	第 2
		名古屋市港区金川町101番の 2 地先	附図
1	池上台一丁目第 4 号線	名古屋市緑区池上台一丁目81番の22 地先	第 3
		名古屋市緑区池上台一丁目81番の12 地先	附図
1	鳴海神ノ倉第17号線	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3 番の 3161地先	第 4
		名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3 番の 3280地先	附図

1	平針黒石第25号線	名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番の3465地先	第 5
		名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番の3421地先	附図
1	黒沢台二丁目第 3 号線	名古屋市緑区黒沢台二丁目3 1 7番地先	第 6
		名古屋市天白区高島二丁目1408番地先	附図
1	桶狭間牛毛廻間第 2 号線	名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間 2 番の1 6 5地先	第 7
		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字牛毛廻間32番の 2 地先	附図
1	太閤通第 1 号線	名古屋市中村区太閤通 4 丁目52番地先	第 8
		名古屋市中村区西米野町 1 丁目75番の 2 地先	附図

一部廃止する路線

整理 符号	路 線 名	起 点	摘 要
		終 点	
ア	泥江町線支線第 2 号	名古屋市中村区名駅四丁目27番の 2 地先	第10
		名古屋市中村区名駅四丁目29番の 1 地先	附図
ア	好太郎線	名古屋市中村区西米野町 1 丁目96番の 2 地先	第12
		名古屋市中村区太閤通 4 丁目24番の 1 地先	附図

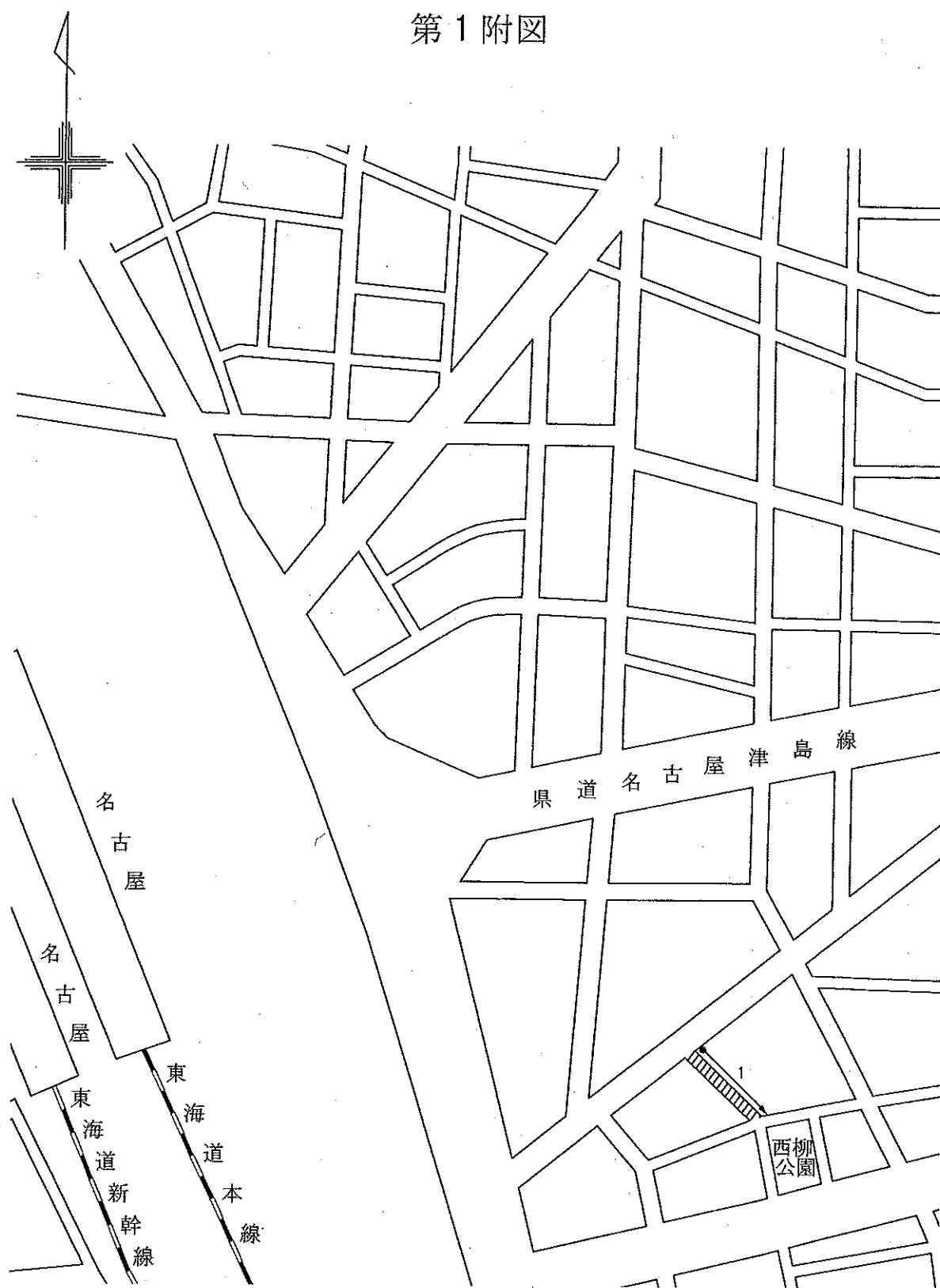
廃止する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
1	黄金通東線支線第1号	名古屋市中村区大正町5丁目12番地 先	第9 附図
		名古屋市中村区大正町5丁目12番地 先	
2	黄金通第3号線	名古屋市中村区黄金通3丁目6番地 先	〃
		名古屋市中村区大正町5丁目33番地 先	
3	大正町第4号線	名古屋市中村区大正町5丁目31番地 先	〃
		名古屋市中村区大正町5丁目33番地 先	
4	大正町第5号線	名古屋市中村区大正町5丁目30番地 先	〃
		名古屋市中村区大正町5丁目35番地 先	
1	鳴海町第36号線	名古屋市緑区鳴海町字三王山22番の 第1地先	第11 附図
		名古屋市緑区鳴海町字三王山42番の 2地先	

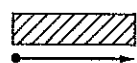
(理 由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

第1 附図

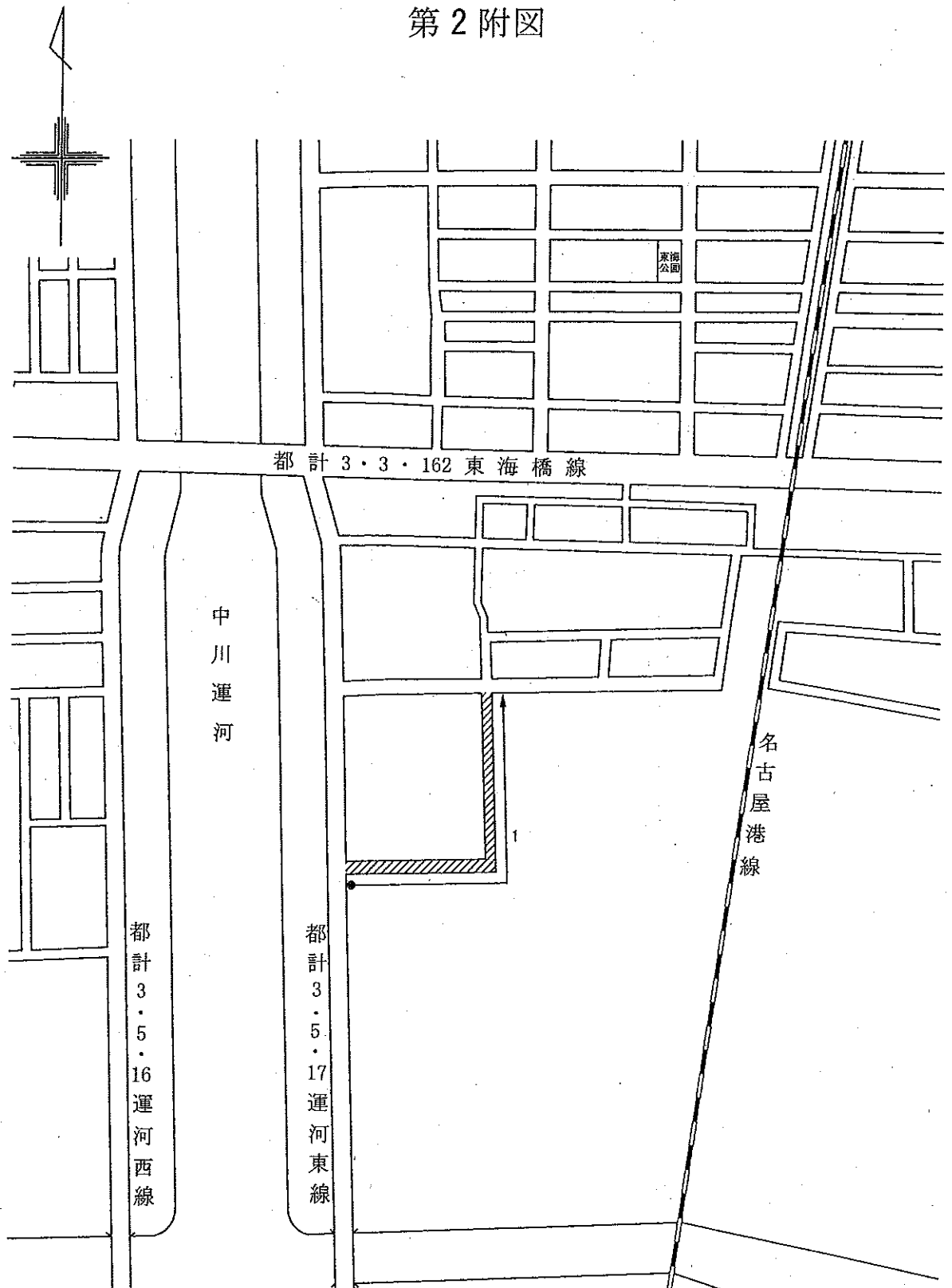


凡 例



市道に認定する路線

第2 附図



凡 例

 市道に認定する路線

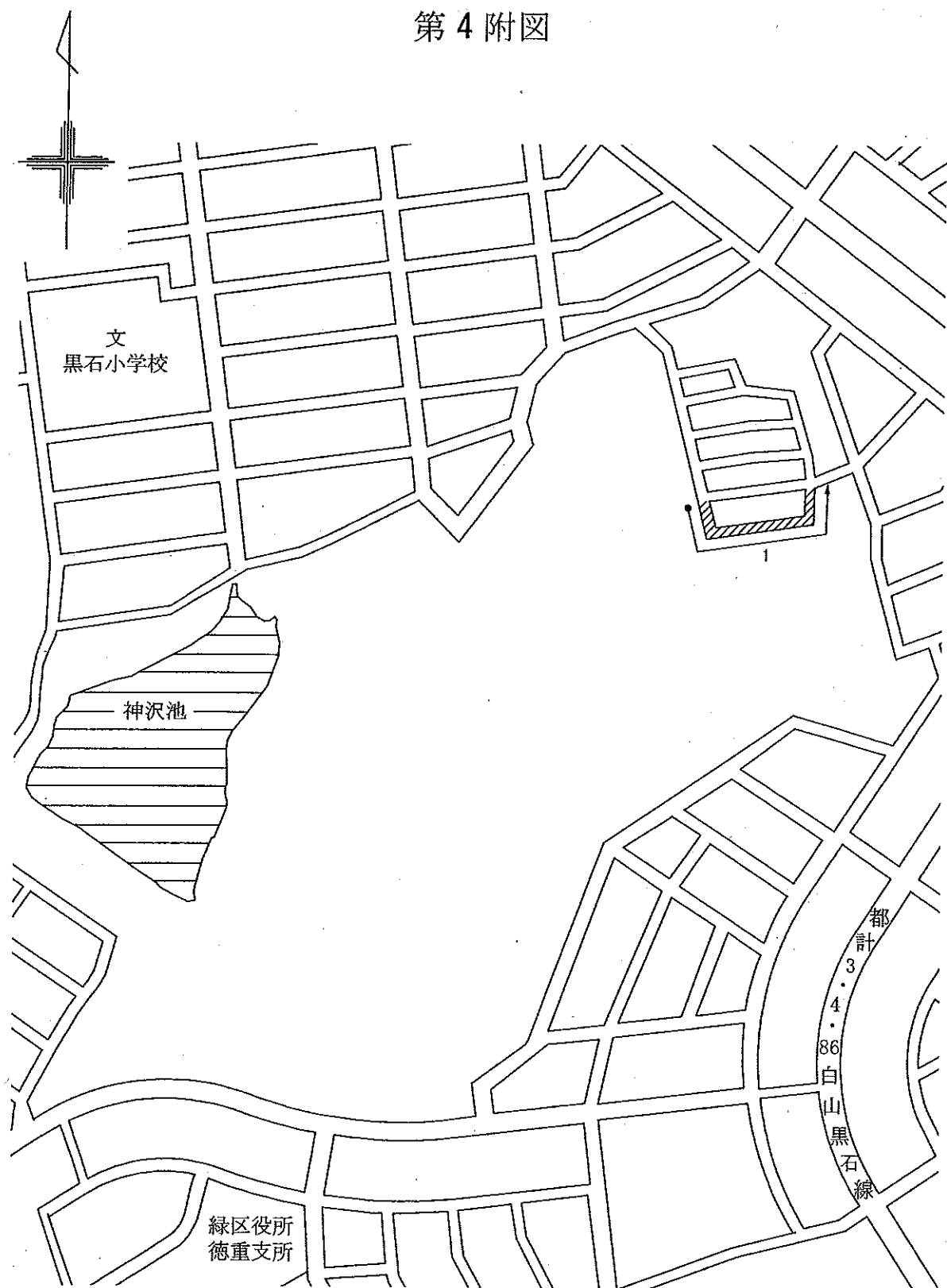
第3附図



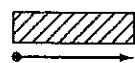
凡 例

 市道に認定する路線

第4附図

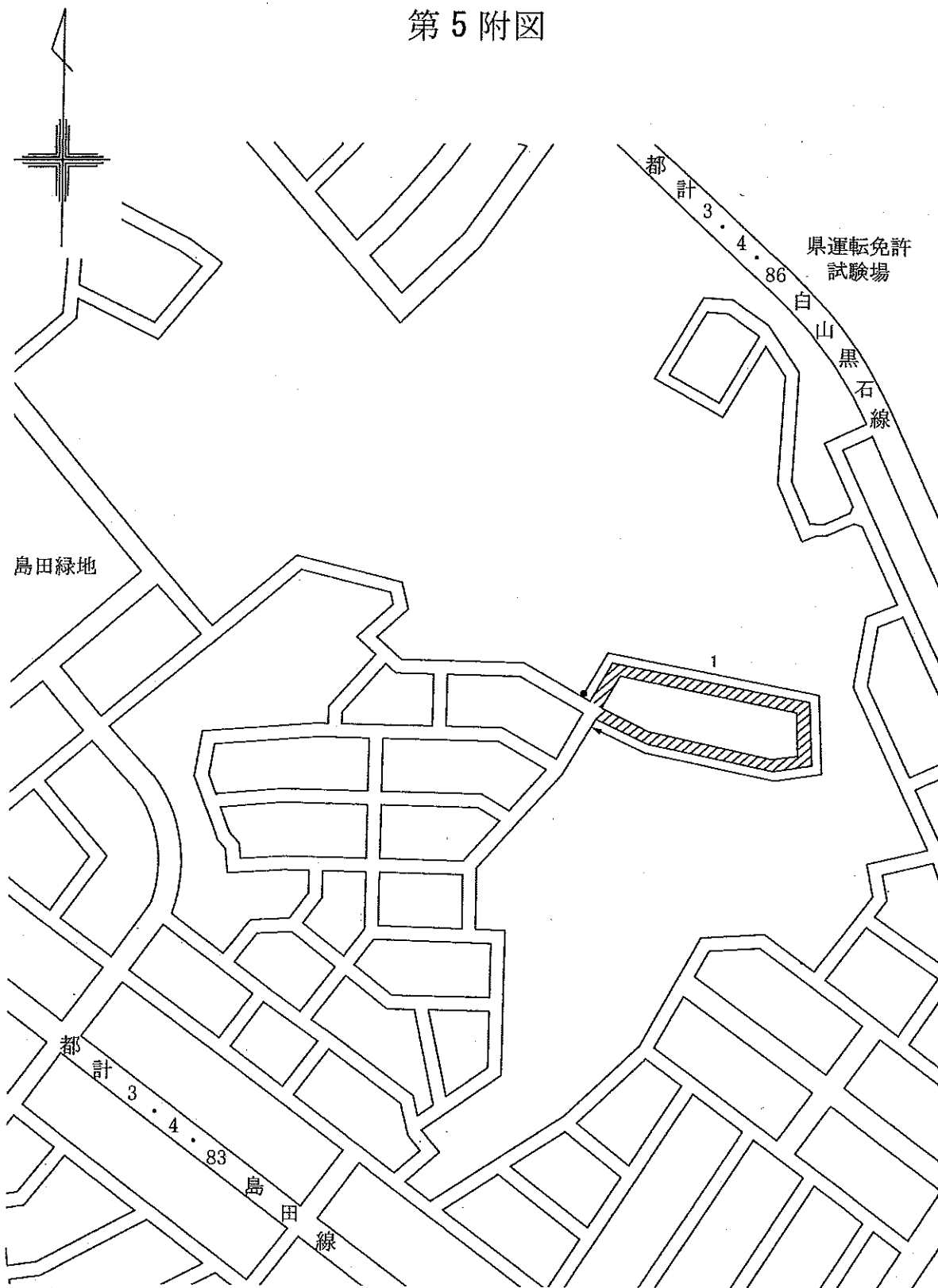


凡 例



市道に認定する路線

第5 附図



凡 例

 市道に認定する路線

第 6 附図



凡 例



市道に認定する路線

第7 附図



凡 例

 市道に認定する路線

第 8 附図



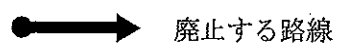
凡 例

 市道に認定する路線

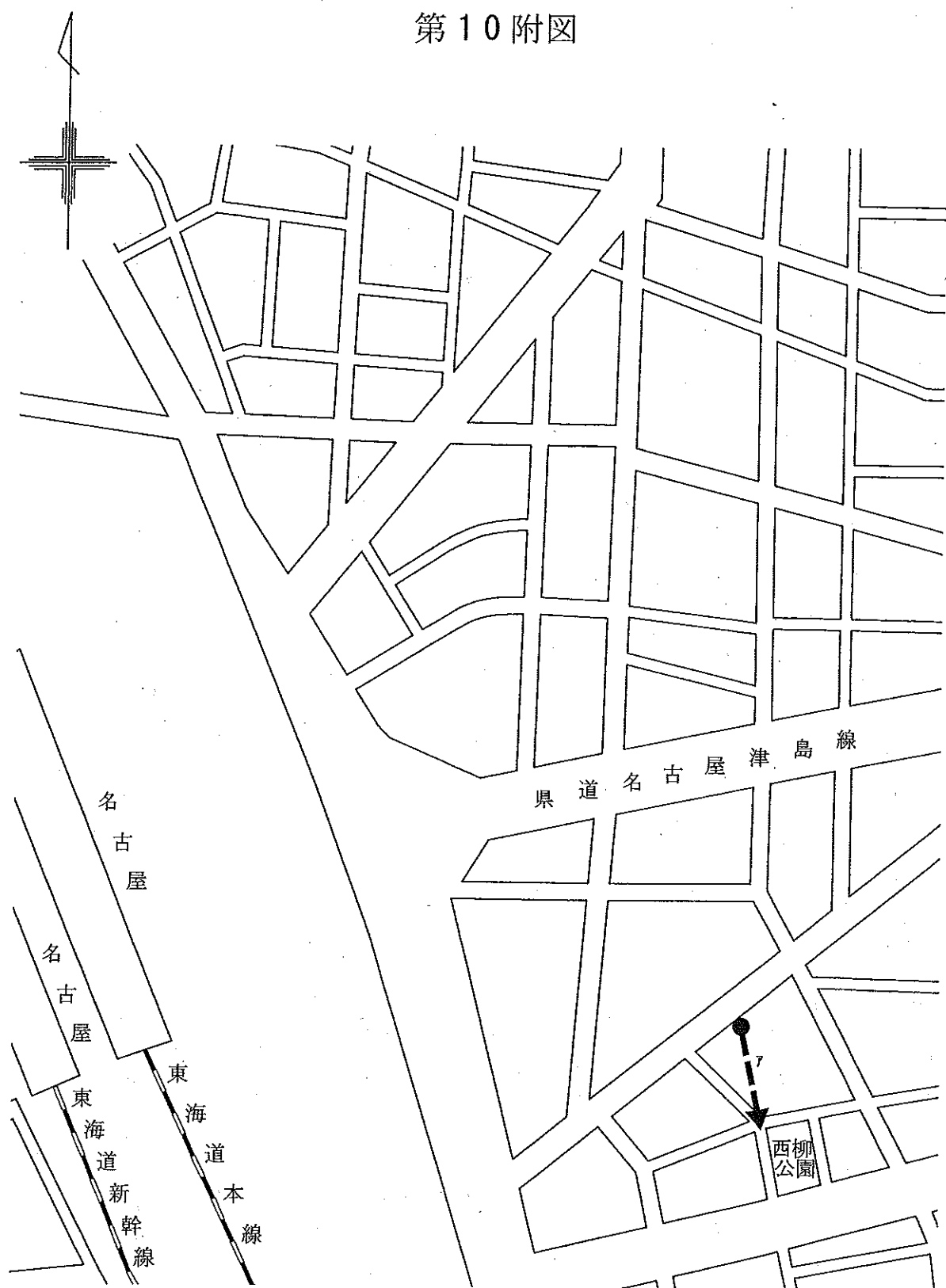
第9 附図



凡 例



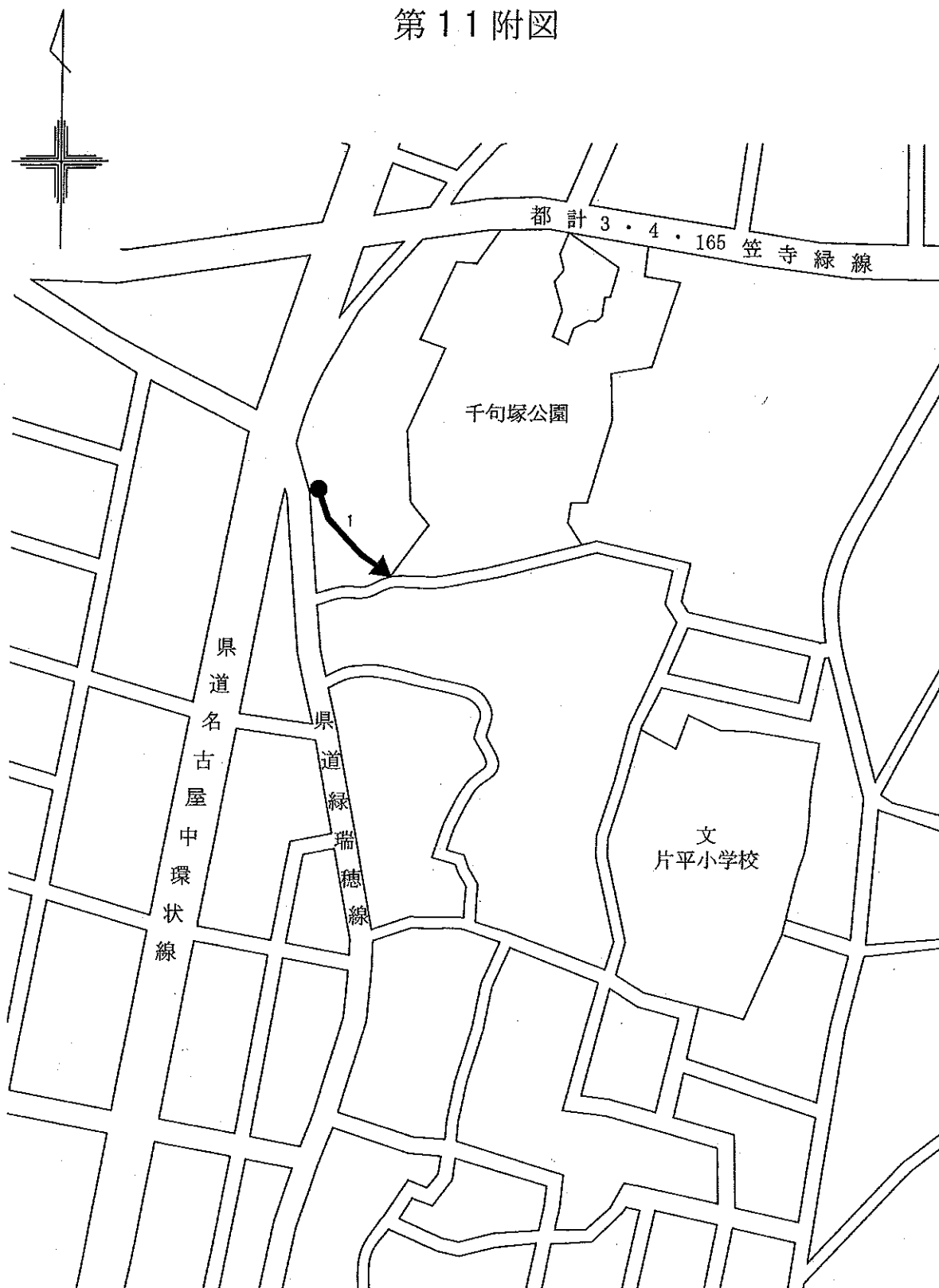
第10 附図



凡 例

●---→ 一部廃止する路線

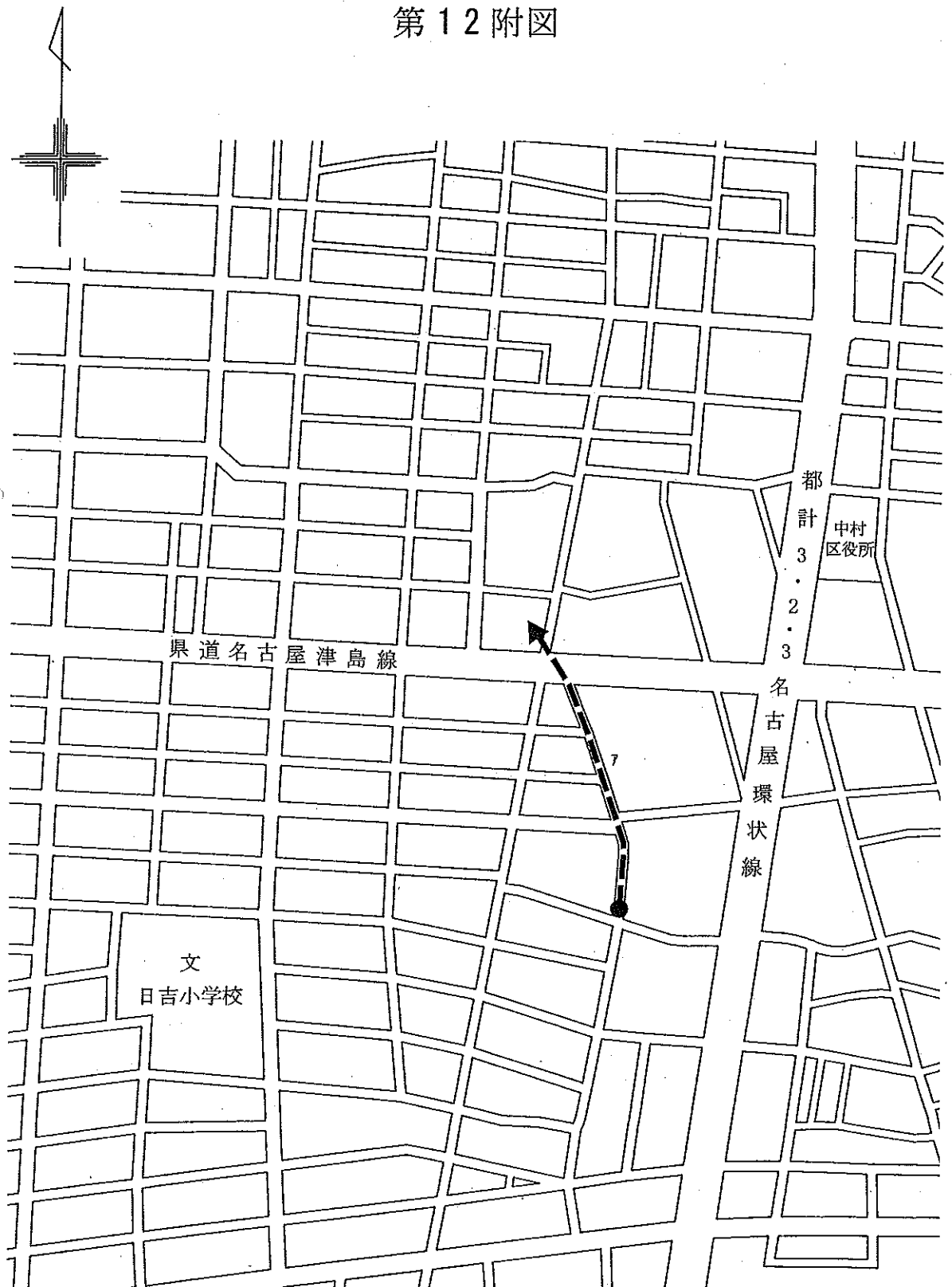
第11 附図



凡 例

 廃止する路線

第12附図



凡 例

●——→ 一部廃止する路線

(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

平成28年第 133 号議案

公の施設の区域外設置について

本市は、愛知県西春日井郡豊山町との協議により、同町の区域内に、下記のとおり公の施設を設置するものとする。

平成28年 9 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

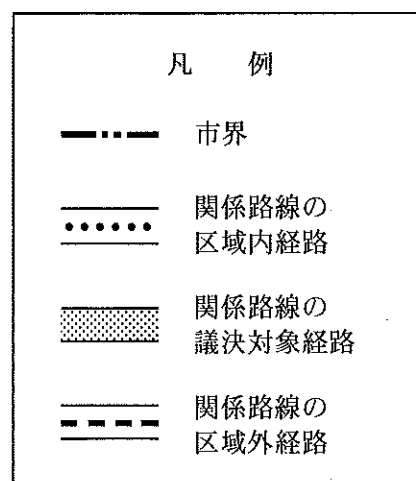
記

- 1 名称 名古屋市自動車運送事業
- 2 位置 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場及び大字青山
- 3 料金及び手数料 乗合自動車乗車料条例（昭和22年名古屋市条例第2号）の定めるところによる。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市自動車運送事業を区域外（西春日井郡豊山町）においても営む必要があるによる。

(参 考)



4



平成28年承認第3号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分により次のとおり訴えを提起した。

上記のことについて同法同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

平成28年 9月 9日提出

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 訴状提出年月日 平成28年 8月 3日
- 2 裁判所 名古屋地方裁判所
- 3 事件番号及び事件名 平成28年（ワ）第3511号
破産債権査定決定に対する異議請求事件
- 4 被告住所氏名 名古屋市中区丸の内三丁目19番 1号ライオンビル
6階
愛知さくら法律事務所
破産者医療法人松陽会破産管財人 山田 敏
- 5 訴訟物の価額 1,393,513円
- 6 請求の趣旨
原告被告間の、名古屋地方裁判所平成26年（フ）第1772号破産債権査定申立事件について、同裁判所が平成28年 6月28日に行った決定を取り消す。
原告が届け出た破産債権の額を16,074,227円と査定する。
申立費用及び訴訟費用は、いずれも被告の負担とする。
との判決を求める。
- 7 請求の原因

- (1) 訴外医療法人松陽会（以下「松陽会」という。）が運営していた犬山市の松浦病院は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第29条第1項に規定する医療に関する費用（以下「老人保健医療費」という。）及び名古屋市福祉給付金支給要綱に基づく福祉給付金（以下「福祉給付金」という。）の不正な請求等を行い、原告から不正利得等を得た。
- (2) 松陽会は、平成26年10月28日、愛知県宛てに、当該不正な請求等に係る診療報酬の返還についての返還同意書を提出した。
- (3) 松陽会は、同年11月4日、破産手続開始の決定を受け、その後、被告は、松陽会の破産管財人に選任された。
- (4) 原告は、平成27年2月16日、老人保健医療費の不正利得及びこれに対する加算金、福祉給付金の不正利得等についての破産債権届出書を提出した。
- (5) 被告は、平成28年2月10日、消滅時効を理由として原告が届け出た破産債権の額のうち2,139,093円のみを認めたため、原告は、同年3月8日、原告が届け出た破産債権の額を16,074,227円と査定する決定を求める申立てをした。
- (6) 名古屋地方裁判所は、同年6月28日、原告が届け出た破産債権の額を2,139,093円と査定する決定（以下「原決定」という。）をした。
- (7) 原告の申立てを認容しなかった原決定は、不服である。
- (8) よって、原決定の取消し及び原告が届け出た破産債権の額が16,074,227円であるとの査定を求めるため、訴えを提起する。

